

(払戻金に関する事項)

採用決定者が、入社辞退や自己都合退職により退職した場合、乙は、甲に対し次の基準で本件報酬を返還するものとする。但し、会社都合による退職、採用決定者に対する労働条件が本件の雇用契約と著しく異なる場合や雇用契約に含まれない労働をさせたことによる退職の場合はこの限りではない。

入社辞退、退職が、

- ・ 入社後 1 か月未満の場合:本件報酬の 50%
- ・ 入社後 2 か月以上 6 か月未満の場合:本件報酬の 20%